政令市問題に関わる課題と取り組み

全国教職員互助団体協議会2016.10.13

NO	項目 ＼ 名称	1. 政令市移管教職員数・割合	2. 互助団体の基本姿勢・方針	3. 政令市の基本姿勢・方針	4. 検討会議の進捗状況 確定した事項・内容	5. 検討課題	6. 今後の予定	7. 予想される着地点	8. 全教互への要望
1	**（一財） 北海道 公立学校教職員 互助会**	298人（6.7%）H28.9.15現在	札幌市立学校に勤務する会員の継続加入を希望する。	H27.6から、関係職員団体と協議を開始。 27年中に課題の方向性を出したいとの考え。	・教員は、継続加入。 ・栄養職員（7名）は市福利厚生会に移行。 ・事務職員（291名）は、市福利厚生会への移行確定。(H28.7)	・給付内容や事業格差の是正等の検討。	・継続加入者の会員管理システム、会費等のチェック・オフに係る電算システムの整備。		特になし
2	**（一財） 宮城県 教職員 互助会**	約5,000人 約28%	現状維持を希望する。	H28.6月に，仙台市において移譲職員の会員資格の取扱いが決定し，仙台市職員互助会には加入せずに，引き続き当互助会に加入する方針が決定された。	仙台市教委との間で，掛金等の徴収方法等，具体的な検討を行っている。	異動情報及び給料情報等のデータ授受や，掛金及び保険料の徴収方法等の検討，システム整備等。	引き続き検討課題等の整理を行う。		特になし
3	**（一財） 宮城県 教育会館**	凡そ1,400名　　24%	掛金等のチェックオフ化。		現在現場で差し引きされている団体のほとんどが2017年度からのチェックオフが認められた。				なし
4	**（一財） 新潟県 教職員 互助会**	3,913人 19.7% (27.4.1現在)	・当互助会は条例設置団体であり、原則として会員は県費負担教員である。 ・市において、新潟市教職員互助会を新設することにより、教職員のニーズに応えた互助会運営ができると考える。	当分の間、現状維持。	26.9.11　県教育長と市教育長による連絡検討会議 26.10.8　県福利課長、市教育総務課長及び教職員課長による連絡会議 27.1.27　県福利課長、市教育総務課長及び教職員課長による連絡会議 27.6.9　県教育長・教育次長、市教育長・教育次長・教育政策監、両関係課長による連絡検討会議 28.2.3　県教育長・教育次長、市教育長・教育次長・教育政策監、両関係課長による連絡検討会議 確定した事項・内容・・・ 新潟市の意向に沿った方向性を双方が確認した。 平成29年3月末までに協定を締結する。	市から県への便宜供与（人的負担）の在り方。	28年度 市から県への便宜供与の決定 →　負担方法について協議中 協定の締結	現状を維持した上で、市から便宜供与を受ける。	特になし
5	**（一財） 新潟県 教職員 厚生財団**	約3,740人 約19% (H28.1.31現在)	現状維持の方向で進めている。	現状維持の方向で協議を進めている。	市教育委員会教職員課と課題について情報交換を行っている。	掛金納入方法についての課題を整理し市教育委員会と情報交換を行っている。	課題の精査と掛金納入方法について検討を進めて行く。	政令市教職員は、現状と変わらず当厚生財団の会員として加入する方向で進めている。	特になし
6	**（一財） 埼玉県 教職員 互助会**	4,556人（約11%、H28.4.1現在）	現状維持（さいたま市立学校教職員の加入継続）	現状維持の方向で協議を進めている。	打合せを数回実施 H26年度　3回 H27年度　6回 H28年度　7回（H28.9月末現在）	実務上の手順等の確認、検討	システムのテスト 規程の整備等	現状維持	情報提供とともに、全国的な課題等が生じた場合の支援をお願いしたい。
7	**（一財） 千葉県 公立学校 教職員 互助会**	4,217人（10.8%、H28.3.31現在）	現状維持の方針で実務を進めている。	現状維持の方針で実務を進めている。	当互助会の会員資格を継続することについて、当互助会はH28.2.9の理事会で、千葉市互助会はH28.3.25の理事会で報告をした。 このことは、千葉市教育委員会も承知している。	①継続加入に係る実務について ②服務条件と互助会規則の整合について ③各種控除、データ授受について	現状維持の方針で実務を進めている。	現状維持（当互助会に加入）	特になし。
8	**（一財） 神奈川県 教育福祉 振興会**	横浜市14,646人（41.2%） 川崎市5,293人（14.9%） 相模原市2,786人（7.8%） 政令市以外12,825人 （36.1%）	現状維持を望む	現状維持の方向で課題について協議している。	各政令市の給与システム構築等に向け会費の控除方法等について協議を進めている。	①会費等控除項目の確定と条例化 ②会費等の給与等からの控除の仕組みづくり ③データ受け渡し方法の確定 ④政令市互助会との連携 等に係る課題の整理	各政令市の給与条例制定、給与システム構築に向け準備を進めていくが最終決定は未定		情報提供と話し合いの場を持って欲しい
9	**（一財） 静岡県 教職員 互助組合**	静岡市　2,776人（　9.2%） 浜松市　3,595人（12.0%）	現状維持を望む。	現状維持の方向で課題の対応を進めている。	各市の担当者と具体的な事務について、確認を進めている。		事務担当者レベルでは実務の確認、掛金等のチェックオフのための電算システムのテストを進めていく。政令指定都市側からの最終決定の期日は未定	現状維持	情報提供
10	**（一財） 愛知県 教育職員 互助会**	9,400人（19.5%）	政令市が自らの教職員の福利厚生の実施主体であることを規定し、互助団体における業務の政令市相当分を行うことで、政令市の教職員が加入することができるものとする。	名古屋市立学校教職員の福利厚生について関係規則を整備し、必要な経費を負担することにより、権限委譲後も県での実施を依頼する。	今年度6月の理事会で対応方針を決議し、評議員会で報告した。 福祉厚生実施にあたり必要となる事項は実務担当者レベルでの打ち合わせを行う。	・　実施協定の整備 ・　経費負担の方法･金額の調整 ・　政令市の役員選出等	必要事項の協議調整	名古屋市が自ら教職員の福利厚生を行う位置づけを明確にしたうえで、協定等を締結し、県互助会に継続加入をする。	適宜、情報交換。

政令市問題に関わる課題と取り組み

全国教職員互助団体協議会2016.10.13

NO	項目 ＼ 名称	1. 政令市移管教職員数・割合	2. 互助団体の基本姿勢・方針	3. 政令市の基本姿勢・方針	4. 検討会議の進捗状況 確定した事項・内容	5. 検討課題	6. 今後の予定	7. 予想される着地点	8. 全教互への要望
11	（一社） 京都府 教職員 互助組合	5,983人（35.8%）（2016.6.1現在）	福利厚生の水準を維持するには、移管後も府互助組合への加入を保障することが大切。	府・市両互助団体の協議をふまえ府互助への加入を勧める。	市互助・市教委と具体的な協議を進めている。	①掛金等の納入及び互助組合控除　金の納入システム ②退職互助への加入 ③貸付金の償還方法　他	市互助・市教委と協議を進める。	府互助に加入	特になし
12	（一財） 大阪府 教職員 互助組合	大阪市10,840人（20.0%） 堺市4,000人（7.3%） 総会員数54,105人 （2016・8現在）	現状維持が望ましい。	大阪市、堺市とも継続加入についての意向あり。条例改正が必要	各市教委担当者と継続加入となった場合の資格、給与情報の授受等について、数回打合せを行った	条件面、規定整備の検討。	引続き協議調整を行う	府互助に継続加入	適宜、情報交換。
13	（一財） 兵庫県 学校 厚生会	神戸市 6,570人（17.1%、2016.8末現在）	現状維持が望ましい。	当会に継続加入の意思表示あり。	政令市担当部署と課題共有。	預金事業、貸付事業の制度維持。 条例・規則等での当会の位置づけ。	政令市担当部署内協議及び定例市議会の審議度合いによる。	当会に継続加入。	適宜、情報交換。
14	（一財） 岡山県 教育職員 互助組合	岡山市3,125人（18.7%） 全会員16,681人 （H28.8月現在）	現状維持の方針で協議を進めている。 ・（継続加入）	現状維持の方針で協議を進めている。 ・（継続加入）	・該当職員は移譲後も引き続き当組合に加入する3度会合を持った。 H26年度2回　H27年度1回　H28年度1回 ・現在、政令市の新給与システムと連携テストを行っている。	・人事及び給与システムの整備 ・チェックオフデータ交換方法を検討	・システム連携テストの結果に応じた調整→並行稼働→H28.4本稼働 課題の整理 ・データ交換環境の整備		適宜、情報交換。
15	（一財） 広島県 教育職員 互助組合	4,944人（約24.6%，H28.9現在）	基本的に広島市の意向を尊重する。	互助団体の加入については，広島市職員互助会に全員加入させ，県の互助組合は任意加入としたいが，法的根拠がないため原則的にすべて任意加入とする。（県に加入，市に加入，二重加入，加入しないの選択）	当互助組合の加入，退会等に係る覚書の締結や掛金処理等のシステム処理について協議中。	4に係る事項	覚書を締結。 平成２８年１１月に，学校等を対象とした広島市との合同説明会が開催される。	県や市の互助団体への任意加入	各府県の対応についての情報提供をお願いしたい。
16	（一財） 福岡県 教職員互助会	福岡市6,175人（20.86%） 北九州市4,337人 （14.65%） 福岡県19,082人（64.48%） （H28.4末現在） ※県費負担教職員のみの割合	現状維持 （政令市会員は二重加入）	同左	H26～28年度にかけ、県教委と政令市教委担当課で複数回協議を持ち、 1　会員資格はそのまま（二重加入） 2　両政令市と掛金の徴収、データ授受等について構築・調整を行った。	・当会システムの整備 ・北九州市条例追加についての協議	・両政令市教委とのデータ授受のテスト ・北九州市条例追加に伴う当会の規程改正（理事会・評議員会承認）	・政令市会員については現状維持（二重加入のまま） ・県の公費負担の在り方の見直し（政令市スタンス、財政状況、県職員・警察職員互助会との均衡等、複合的要因）（平成30年度以降、県費運営負担金廃止予定）	・情報提供
17	横浜市立 学校教職員 互助会	14,114人（H28.3月末）	現状維持の予定	現状維持を想定	市教委都の会議、県互助団体との会議を行ったほか、適宜、情報共有を実施している。	会費等の徴収方法の構築とそれに伴うシステムの調製	移管後の給与システムに対応できるシステムを構築していく。	県振興会と併せて加入の方向	引き続き 情報提供をしてほしい
18	（一財） 川崎市立 学校教職員 互助会	5,650人	現状維持の予定	現状維持を想定しているが未定。	県互助団体・市教委・市互助会にて検討会議を実施。3者間における控除データの処理フロー、使用するデータレイアウトについて、テストランの時期等について検討を行った。現在も継続検討中である。	会費等のチェックオフに係る電算システムの整備。 無給者の控除方法、退職退会時の貸付金未償還等の控除方法。	県互助団体・市教委と移管後の各種控除等の具体を詰めて検討していく。 今年度から来年度初めにかけて仕様を確定させ、電算システムの改修を行う。	現状の県互助団体と市互助会の双方に加入する状態が維持されると想定する。	情報提供
19	京都市 教職員 互助組合	（空白）	福利厚生事業水準の維持を最優先とし、「給与移譲後、市互助の活動を停止し、組合員は府互助に加入する。」との基本姿勢が確認された。	校種を問わず、市立学校教職員への同一制度適用を前提に、府・市両互助団体の協議をふまえ、府互助への加入を勧める。	「基本姿勢」の具体化に向け、課題と処理方法について、組合員の懸念も十分踏まえつつ、市教委・府互助との具体的協議を進めている。	◎事業水準・掛金等の差違 ◎退職互助部加入への対応 ◎資産整理 ◎事務局職員の雇用　等	府互助・市教委等と協議を進めると共に、組合員への理解を図り柔軟に対応をしていく。	府互助に加入	情報提供とともに、全国的な課題等が生じた場合の支援をお願いしたい。
20	福岡市立 学校職員 互助組合	6,412人（95.7%）	特になし	県教職員互助会への加入継続は会員の判断と考えている模様	市教委と互助組合掛金等の給与控除について協議中	掛金等給与控除，保険料年末調整等に関するシステム改造　他	平成28年度中に互助組合電算システムの改造を行い，市と掛金等控除データのテストを行う。		適宜、情報交換
21	（一財） 北九州市 教職員 互助会	4，526人（96．2%） ※H28.4.1現在会員数 4,703人	現状維持に向けて体制整備	現行の福利厚生のﾚﾍﾞﾙを 維持できる方向で検討中。	市教委と課題を共有し、必要に 応じて協議を実施。	現行の事業ﾚﾍﾞﾙを維持する ための仕組み作りを検討中。	市の給与ｼｽﾃﾑに適合するように当会のｼｽﾃﾑ変更を行う。	現状維持で市のｼｽﾃﾑへ移行。	適宜、情報交換。